

第94号
 秦野市民生委員児童委員協議会
 発行人 熊澤道子
 編集 広報部
 連絡先
 〒257-0054 秦野市緑町16番3号
 TEL 0463 (84) 7711

はだの地域福祉総合相談センター『きやうち。』

「きやうち。」とは、

少子高齢化をはじめとする、社会構造の変化や多様な生活様式の影響により、老老介護、子育てにおける不安など「家族による支え合い機能の低下」に起因した、制度やサービスでは満たされない日常的な困りごとの相談窓口として平成27年4月に開設されました。

「きやうち。」が開設されて、4年目となりますが、平成29年度の新規相談数は、180件でした。

相談に係わる対応内容等

「きやうち。」で行う自立相談支援は、生活の困りごとや不安を抱えた世帯に支援員が寄り添いながら、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行うものです。

具体的な方法としては、入ってく



るお金を増やすためにハローワークや就労支援機関等と連携し、安定した就労が確保できるように支援するほか、履歴書の書き方のアドバイスや面接対策、あとどれくらい働けば生活が安定するかなど、就労に向けた助言を行っています。

また、家計の収支に課題がある世帯には、入ってくるお金と出ていくお金を一緒に確認し、収支に係わる課題を整理することで、相談者が自ら家計を管理できるように、

「家計の見える化」をするものですね。このように相談を行う中で、関係

機関との連携が必要と判断した場合には、市役所関係各課・ハローワーク等と協議したり、法律関係の専門に繋ぐなどして、その方に見合った個別具体的な支援プランに活かしています。参考までに平成29年度の新規プラン作成件数は30件でした。

また、課題解決のために「きやうち。」で行っている小口生活資金の貸付けや家庭の経済的な理由により、小中学校（公立）の就学費用の負担が困難なことで就学に影響があるものについて、ランドセルや制服にかかる費用を支給する就学支援などを行っています。経済的自立のため「きやうち。」による継続的な相談支援を受けると、支給要件を満たしている世帯が対象になります。

「事例紹介」

相談者Aさんは、四十歳代の母子世帯で毎月決まった給料はあるものの、銀行の借入等の返済に追われ、生活に困窮しているというものでした。よくお話を伺うと、銀行の借入金額総額と毎月の返済金額について正確に把握されていなかったことから、初めにその金額を具体的に整理しました。そうした経過の中で児童扶養手当の入金について詳しくご存知でないことが分かり、このことから、家計の収入と支出を項目ごとに

まとめ、「収支の見える化」をすることで、その差額を確認していただきました。結果、就労収入と児童扶養手当の合計額と借入の返済額がほぼ同額であり、生活費にお金を回せない状況にあることを一緒に確認しました。

この事例は結果として、借入の整理について専門相談機関である「日本司法支援センター法テラス」を紹介し、あわせて家計の収支等についての相談を継続中です。

平成29年度の相談内容（継続件数を含む）

相談内容	件数	相談内容	件数
病気や障害について	46	子育てについて	3
家賃やローンの支払いについて	36	DV / 虐待	3
仕事探し、就職について	29	収入や生活費について	113
家族との関係について	13	債務について	10
引きこもりや不登校について	6	介護について	10
住まいについて	28	食べるものがない	15
税金や公共料金の支払いについて	19	その他	29
仕事上の不安やトラブルについて	3		
合		計	363

2地区民児協の各活動紹介パネル」



東地区民児協



南地区民児協



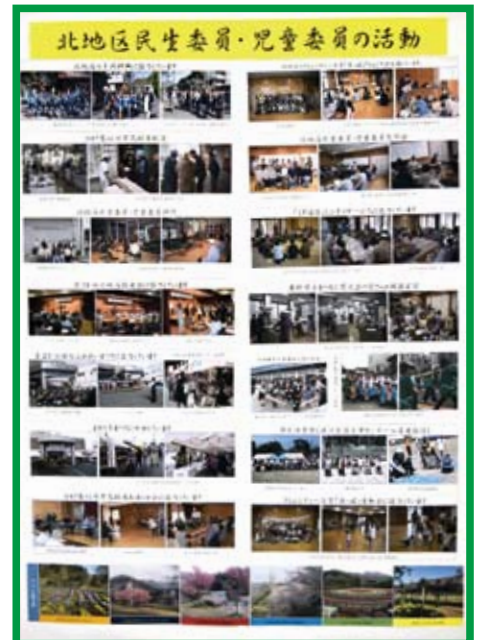
本町地区民児協



西地区民児協



大根地区民児協



北地区民児協

い社会 地域から」

民児委員の日(5月12日)に伴う「1



南地区民児協



末広地区民児協



渋沢地区民児協



堀川地区民児協



鶴巻地区民児協



広畑地区民児協

「支えあう 住みよ



●はじめに

平成29年10月、障害福祉関係者の長年の願いでありました秦野市地域生活支援センター(愛称「ぱれっと・はだの」)が開所いたしました。

この施設は秦野市をはじめ市内の当事者団体や障害者福祉関係法人が一致団結して立ち上げたものであり、設置・運営は一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構が行っております。

●地域生活支援センターとは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者の地域生活を受け入れ、支える体制の充実が強く求められていました。そのため秦野市では、総合計画基本計画及び障害者福祉計画において、相談支援・就労支援・地域活動支援の機能を備えた「障害者地域生活拠点の整備」を位置付け「ぱれっと・はだの」をオープンしました。地域での暮らし方は、障害の有無にかかわらず十人十色、地域生活は様々な色が交ざり合うパレットその

ものです。「ぱれっと・はだの」は地域での様々な暮らしにくさに向き合い「共に考え、共に行動する」拠点として、市民の「参加と連携」を目指してまいります。



●体制と対応

「ぱれっと・はだの」では、社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員等を配置し、一般相談・就労相談・地域活動・成年後見の4つの事業を展開しています。

●一般相談

「障害福祉なんでも相談室」は障

害等に関する全ての相談を行っております。また基幹相談支援センターとして、市内の相談支援専門員の人材育成や後方支援も行っています。

●就労相談

障害のある方が安心して就労できるように支援や相談、関係機関との連携を図っています。

●地域活動

安定した自立生活ができるよう、仲間とくつろげる場の提供や地域での交流・啓発活動を行っています。

●成年後見

障害者の権利擁護を目的とした活動を展開しています。

●ともじびショップ

「にじ散歩」の運営

「ぱれっと・はだの」の一階に地域交流の場として「にじ散歩」をオープンしています。リーズナブルな価格のメニューは栄養満点で心も体も温まる家庭の味が自慢です。中でも500円の日替わりランチは人気の逸品です。

●おわりに

市民の皆様の様々な相談を受け、縁の下の力持ちで皆様を支えます。

仕事に対し責任感を持ち、福祉職員としての専門性を高めてまいりますので、これからもどうぞよろしくお願いたします。

県民児協広報委員会が
広報部を取材

「県民児協だより」の発行取材として、去る6月21日、県民児協事務局、県民児協広報委員会より3名の方が来訪され、保健福祉センターで行われた「まなざし」の編集会議の様子を傍聴されました。会議終了後、昼食を共にしながらの懇談の席では、広報紙づくりの苦労話や今後の課題や効果などの話題が出ました。

この取材の様子は、「県民児協だより」第135号市町村民児協活動レポート(4〜5頁)に掲載されました。まだ、広報紙を発行されていない市町村の参考になればと思います。

編集後記

「青い鳥はどこに?」チルチルとミチルが夢の中で探した幸せの青い鳥は、夢が醒めると家の中の鳥かごにいたのです。今回の活動紹介パネル一覧では、各民児協ごとに、鳥かごの中に青い鳥が沢山飛び交う様な活動が紹介されています。是非、実際の展示もあわせてご覧ください。
特集記事の「きやうち」の活動や、湧水の「ぱれっと・はだの」の紹介では、鳥かごだけでは支援しきれない日常生活支援、就学、就労支援、地域活動支援等の活動が紹介されています。参考にしてください。